

埼玉県訓令第5号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

別表課の文書記号の表県政情報センターの項を削る。

別表所の文書記号の表埼玉県越谷児童相談所の項の次に次のように加える。

埼玉県草加児童相談所

草児

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。